

# 今こそ「BCP」を考える



この度7月上旬に西日本を襲った豪雨により、広島県や岡山県を中心に甚大な被害が出ました。亡くなられた方々もしくは被災された方々には、謹んでお悔やみと心よりお見舞いを申し上げます。

「BCP」(=Business Continuity Plan)とは、「事業継続計画」と言われ、企業が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合に損害を最小限にとどめつつ、中核事業の継続、早期復旧を可能とするために、平時の活動や緊急時における事業継続の方法、手段などを決めておく計画のことです。

あまり考えたくもないでしょうが、例えば御社が水害でそれなりの被害を受けたと仮定しましょう。工場や事務所にも床から1mの浸水があり、機械は水浸し、材料も使い物にならなくなってしまいました。 多くの従業員さんの自宅も被災しました。インフラも破壊され、まずは身の回りの復旧で精いっぱいかもしれません。さてその中で、被災した日からいったい何日で事業を再開できるようになるでしょうか?

被災して一番困るのは当事者である被災者であることはもちろんですが、事業者が被災した場合、その 得意先や関係する業者にも、二次被害が及ぶことになります。それを出来るだけ小さくし、最短期間で事 業を再開するにはどうしたらいいかを、前もって考えてまとめておくことが重要です。

中小企業庁が用意している「BCP策定のためのヒント」がインターネットからダウンロードできます。

目を通してみますと、右のように中小企 業向けに、初歩的なところから始めて、 大変わかりやすく解説されています。

大手企業に勤める知人からは、実際に 訓練を実施している話を聞きました。東 京が地震等で機能不全に陥った時、本社 機能を大阪支社に移転することになって いるようです。その時、誰がトップにな りどう意思決定するのか、業務の役割分 担やその遂行方法等どう変更するのか、 実際に日を決めて試してみるそうです。 STEP1 :自社が遭遇する重大な自然災害などを確認

STEP2 : 自社の存続にかかわる重要な業務を挙げる

STEP3 :中核事業を復活させる目標時間を設定

STEP4 : 復旧に長時間を要する資源を特定する

STEP5:資金調達についても考える

STEP6:対策や代替手段を考える

STEP7:従業員、取引先などとの共通認識を持つ

STEP8:安否確認と取引先との連絡手段を考える

STEP9 : 今後、実施すべきことを整理し、計画的に進めていく

STEP10:1年間の活動を総括して、BCPを見直す

他のある金融機関でも、本店が海に比較的近いところにあるのに対して、BCP 対策として選ばれたのは、 内陸部の田舎の地域で、同時に被災する可能性の低い場所が選ばれて、そこで非常時対策を実施している と聞きました。さすがに大手は進んでいますね。

中小企業であっても、決して対策が要らないわけではありません。さて、御社ででできることは何があるでしょうか?ハザードマップを全員で確認する。避難場所を決めておく。無事を確認するための連絡手段はどうするのか?他にもいろいろあるはずです。ぜひこの機会にできるところから始めてみて下さい。





FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



## 外国人労働者の源泉徴収について



厚生労働省から発表されている外国人雇用状況届出(平成29年10月末現在)によると、 留学生のアルバイト等(資格外活動)として日本で働いている数は約29.7万人に上るそうです。 弊所のお客様企業におきましても留学生の雇用が珍しくなくなってきています。

そこで、外国人留学生を雇う際の源泉所得税の取り扱いについてご紹介したいと思います。 外国人に給与を支払う際の源泉所得税の徴収の方法は、外国人が居住者と非居住者のどちらに 該当するかにより異なります。

居住者に該当する場合には、日本人と同様に給与所得の源泉徴収税額表により源泉所得税を 徴収し、年末調整により年税額の精算をします。

非居住者に該当する場合には、原則として、20.42%の税率で源泉徴収を行い、これで所得税の課税関係は終了します。ただし、日本との間で租税条約を締結している国から来ている外国人については、租税条約が適用される場合がありますので、租税条約に関する届出書を提出することにより免税されることがあります。

#### 【居住者と非居住者の区分】

居住者とは、国内に住所があるか、または、現在まで引き続いて 1 年以上居所がある個人をいいます。所得税法における住所とは、生活の本拠のことをいい、その者の職業、生計を一にする配偶者その他の親族、資産の所在等の客観的事実によって判定します。居所とは生活の本拠という程度には至らないが、個人が現実に居住している場所をいいます。

所得税法の関係法令においては、国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には、国内に住所を有する者と推定されます。

そして、国内において事業を営んだり、職業に就くために、国内に居住することになった者は、 国内における在留期間が契約等により予め1年未満であることが明らかである場合を除いて、 国内に住所を有する者と推定されます。一方、非居住者とは、居住者以外の個人をいいます。

#### 【租税条約の適用】

非居住者に該当する場合には、原則として、20.42%の税率で源泉所得税を徴収しますが、 非居住者の本国と日本との間に租税条約が締結されている場合には、源泉所得税が減免される 場合があります。

租税条約のひな形であるOECD改訂モデル条約においては、短期滞在者免税として、以下の 3つの要件を規定しています。わが国が締結した租税条約も、原則として、これに従っています が、租税条約により滞在日数基準の計算の仕方が異なりますので、それぞれの締約国との租税条 約を個別に確認する必要があります。 (次ページに続く)

《新たにハクションレターの配信先	をご紹介頂ける場合には、お手数で	すが□に✓を入れご返信ください。
□ 下記へ配信してください。	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
<b>△</b> 升々	TEI	EVA



FAX INFORMATION Vol.264 2018 / 8 月号



**P3** 

FROM ユアブレーン 尾上会計事務所

- ① 滞在期間が課税年度を通じて 183 日を超えないこと
- ② 報酬を支払う者は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと
- ③ 給与等の報酬が、役務提供地にある支店その他の恒久施設によって負担されないこと 租税条約の適用を受ける場合には、非居住者が、給与の支払者(源泉徴収義務者)を経由して、 給与の支払の前日までに、租税条約に関する届出書を所轄税務署へ提出する必要があります。



### 15 分でチームワークを高めるゲーム 39

プライアン・コール・ミラー 著 出版社: ディスカヴァー・トゥエンティワン

チームワーク構築のために何時間も費やしている余裕がなくても、従業員同士の仲間意識が高まり組織の強化につながって、会社の雰囲気も良くなれば…そんなゲームの本をご紹介します。 この本の中には対象が大人だけではなく、新学年になりクラス編成で打ち解けていない児童のお互いを知るゲームなどもあり、対象やレベルが幅広く掲載されています。

その中から幣所で、朝の研修時間(約20分)に職員で実施したゲームを一つご紹介します。

- 【手順】① メンバーを3~6人のチームに分ける。
  - ② チームはそれぞれ売れない中古洗濯機を 1 万台かかえていると告げる。
  - ③ その洗濯機を商品化する方法を考え、チーム外のメンバーに販売する宣伝方法 (雑誌の全面広告など)を企画する。
  - ④ チームでの作業のため8分間与える。
  - ⑤ 各チームは他のメンバーに対して宣伝方法を提示する。 🔞
  - ⑥ どの方法が最も売り上げにつながりそうか投票する。
- ※中古洗濯機がまだ機能するかどうかは各チームで決めます。

幣所職員から発表された販売方法・宣伝方法をご案内します。

- ① 中古洗濯機が機能すると仮定し、販路を見つけて海外に輸出する。
- ② 中古洗濯機が機能しないと仮定し、「中古洗濯機引き取ります」と広告を出し、既にある1万台と引き取った洗濯機と合わせて、使用可能部品だけ組み合せて販売する。
- ③ 洗濯機という概念から離れ、収納庫として使用する。 など 商品化する方法により販売の対象が定まり、自ずと広告の方法や掲載する雑誌の種類も変わってくるでしょう。何よりチームとしての回答を導き出す過程で、メンバー間の理解を深め、チームワークを高めることができるはずです。

組織が新しく、メンバー間の意思疎通を図りたい時やチームのクリエイティビティを高めたい時などに実施してみてはいかがでしょうか。 (記事担当:村瀬)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。			
□ 今後希望しない	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997	
会社名	TEL	FAX	